

郡山市業務委託に関する 再委託ガイドライン

令和8年3月

郡山市契約検査課

目次

	頁
1 はじめに	1
2 再委託ガイドラインの対象となる業務	1
3 一括再委託の禁止	1
(1) 一括再委託とは	
(2) 一括再委託の禁止	
4 主要な部分と契約金額による判断	1
(1) 仕様書等への明記による「主要な部分」の判断	
(2) 契約金額による判断	
5 運用凡例（再委託の取扱い）	3
(1) 再委託できない場合（一括再委託に該当するもの）	
(2) 再委託できる場合	
6 一括再委託の例外措置	4
(1) 複合業務の場合	
(2) グループ企業に再委託する場合	
(3) 災害等の場合	
(4) シルバー人材センターと契約する場合	
7 再委託の承諾	6
(1) 承諾手続き	
(2) 再委託先として認められない相手	
8 相互供給の禁止	7
9 秘密情報を取り扱う業務の再委託	8
10 再々委託の承諾	8
11 市の承諾を得ない再委託や相互供給を行った者に対する措置	9
12 受注者への周知	9
13 郡山市公契約条例に基づく労働環境の報告	9
※再委託する場合の事前申出に係る周知文書（契約時の配付文書）	10
※再委託承諾申出書（秘密情報の取り扱いがある場合）	11
※再委託承諾申出書（秘密情報の取り扱いがない場合）	12
※履行体系図（別表）	13
※再委託承諾書	14

1 はじめに

郡山市では、業務委託等の契約履行にあたり、受注者が再委託することは、原則、認めておりません。

例外として、発注課が業務の遂行上妥当と判断した場合に限り、再委託を認めていましたが、取扱いを統一し再委託の適正化を図るため、その基準と運用についてガイドラインを定めることとしました。

本ガイドラインは、令和8年4月1日以降に発注する契約から適用します。

2 再委託ガイドラインの対象となる業務

- ・業務委託（工事又は製造に関連する設計、測量、試験及び調査に係る委託を除く。）
- ・賃貸借

※本ガイドラインの「業務委託」「発注者」「受注者」については、賃貸借の場合は、「賃貸借」「賃借人」「賃貸人」と読み替えること。

3 一括再委託の禁止

(1) 一括再委託とは

業務のうち、次に該当するものを第三者に委任又は請け負わせることをいう。

ア 業務委託の全部

イ 業務委託の主要な部分（発注者が仕様書等で主要な部分として明記した業務）

ウ 契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分

(2) 一括再委託の禁止

一括再委託（上記ア～ウ）は原則禁止とする。

※一括再委託の例外については、「6 一括再委託の例外措置」のとおり

4 主要な部分と契約金額による判断

主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するため原則再委託できないことを踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 仕様書等への明記による「主要な部分」の判断

業務の履行にあたって、受注者が自ら履行しなければならないものについては、仕様書等に「主要な部分」として明記すること。

主要な部分として明記された業務は原則再委託できない。

※できる限り、「主要な部分」等を仕様書に明記すること。

【業務の分類】

(1) 主要な部分（再委託できないもの）

ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務

イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

■ 「主要な部分」の例

業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等

※業務内容に応じた「主要な部分」を記載すること。

(2) 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）

ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務

イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

(3) 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

■「軽微な業務」の例

秘密情報を取り扱わないもので、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、参考書籍・文献購入、消耗品購入等

※業務内容に応じた「軽微な業務」を記載すること。

【留意事項】業務委託（印刷製本）については、印刷製本が主要な部分となるため、軽微な業務として記載しないこと。

《ポイント①》

業務内容を下記の3つに区分した上で、仕様書等において主要な部分（再委託できないもの）をあらかじめ明記すること。

- (1) 受注者として自らが行うべき業務（主要な部分）
- (2) 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を要する部分）
- (3) 容易に遂行できる軽微な業務（承諾を要しない部分）

※仕様書に「軽微な業務」を明記しなかった場合は、軽微な業務であっても再委託の承諾が必要となる。

【仕様書等への記載例】

（一括再委託の禁止）

1 本業務の主要な部分とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを原則再委託することはできない。

(1) 業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等

2 本業務の軽微な部分とは、秘密情報を取り扱わないもので、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、参考書籍・文献購入、消耗品購入その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

（抜粋）契約書約款

（一括再委託の禁止）

第〇条 受注者は、この契約に係る履行の全部又は発注者が仕様書等で指定した主要な部分を第三者に再委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

3 受注者は、業務を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

4 前項の規定に関わらず、発注者が仕様書等で指定した軽微な部分を再委託しようとするときは、承諾を要しないものとする。

(2) 契約金額による判断

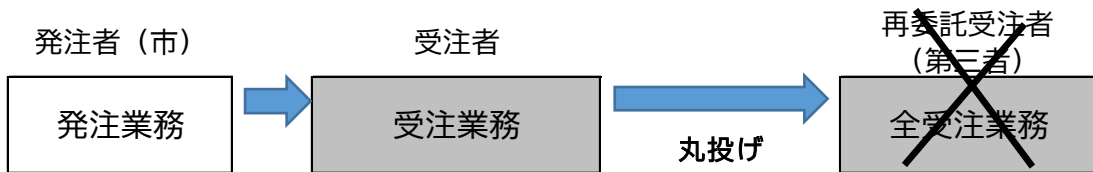
契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務の再委託は一括再委託に該当するものとする。

5 運用凡例（再委託の取扱い）

再委託の運用にあたっては、業務委託はその形態や内容が多岐にわたり、さらには業務における分業化や専門化等が進んでいる状況があることから、次の判断例を参考とすること。

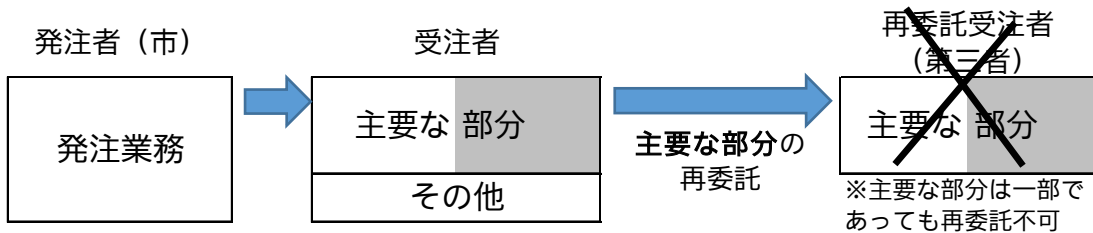
(1) 再委託できない場合（一括再委託に該当するもの）

ア 受注業務の全てを一括再委託（いわゆる「丸投げ」）する場合



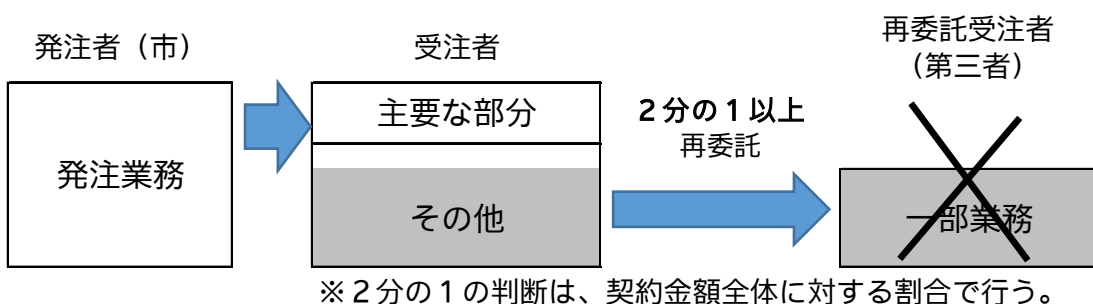
イ 再委託に主要な部分が含まれている場合

【例】受注者が、自らの営業種目である「建物清掃」として主要な業務である施設清掃委託を請け負ったにも関わらず、同じ「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合

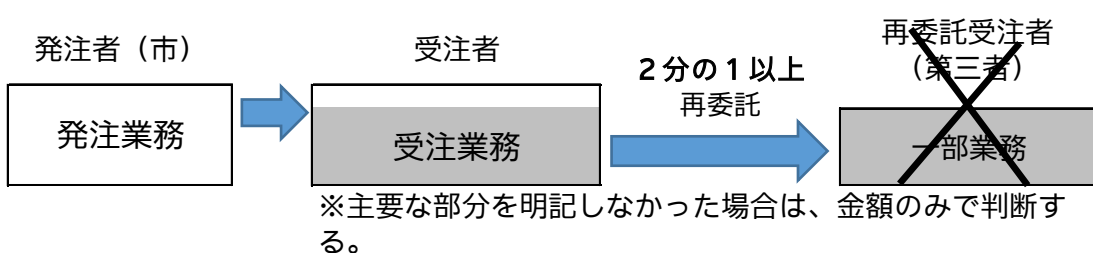


ウ 契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分を再委託する場合

(ア) 主要な部分は受注者が実施するが、再委託の額が2分の1以上となる場合



(イ) 主要な部分を明記しなかった場合で、再委託の額が2分の1以上となる場合



《ポイント②》

再委託ができない範囲

(1) 仕様書に主要な部分を明記した場合

主要な部分及び契約金額の2分の1以上に相当する部分

(2) 仕様書に主要な部分を明記していない場合

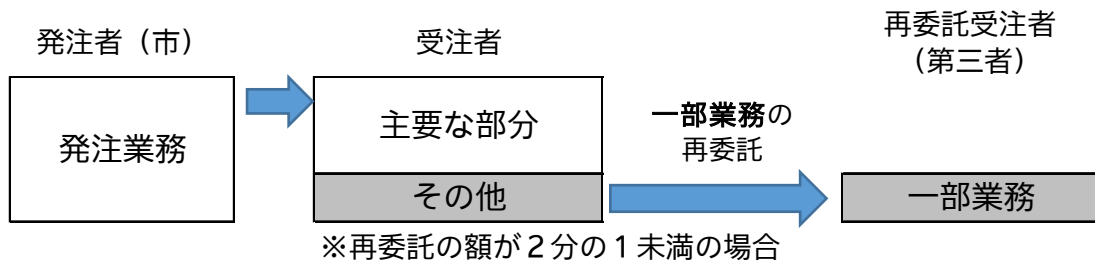
契約金額の2分の1以上に相当する部分

※複数業務を再委託する場合は、その合計額で判断すること。

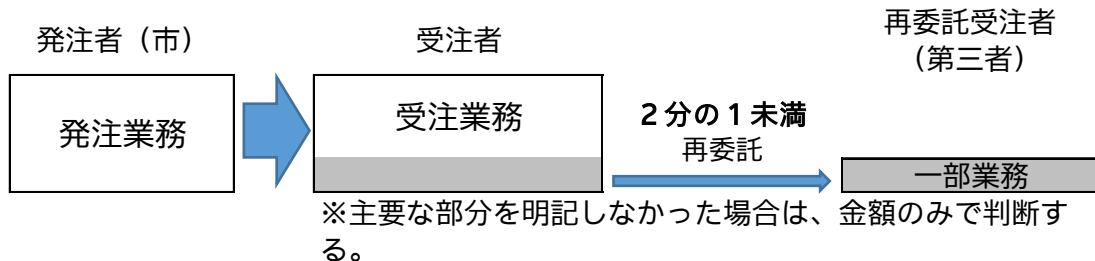
(2) 再委託できる場合

ア 契約金額の概ね2分の1未満に相当する部分を再委託する場合

(ア) 主要な部分は受注者が実施し、再委託の額が2分の1未満となる場合



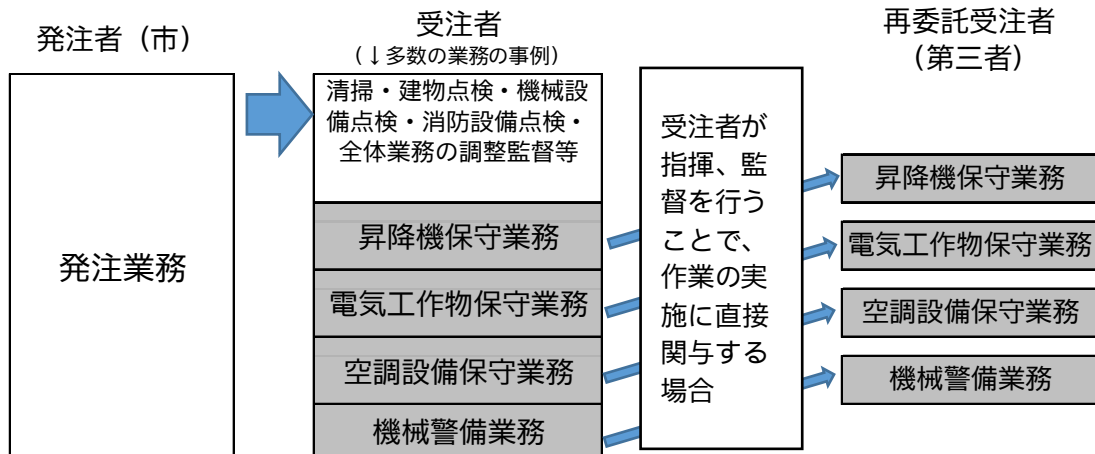
(イ) 主要な部分を明記しなかった場合で、再委託の額が2分の1未満となる場合



6 一括再委託の例外措置

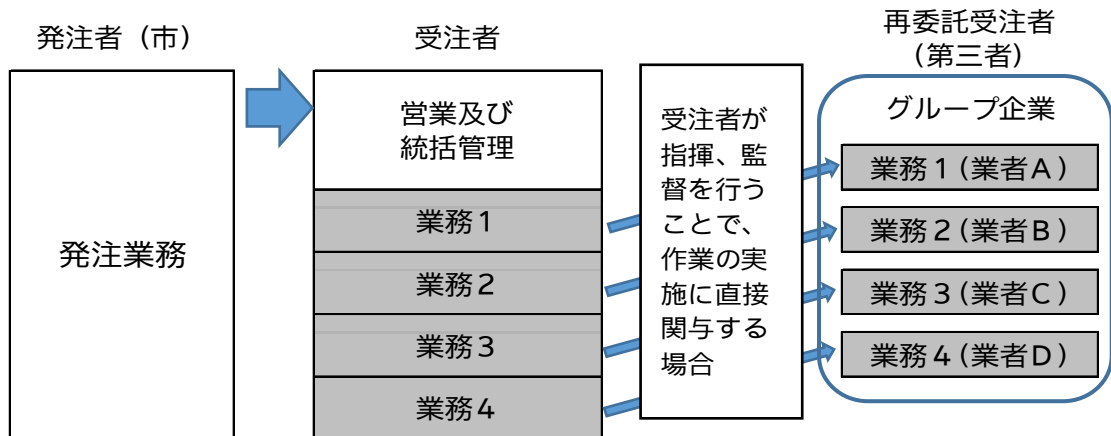
(1) 複合業務の場合

【例】施設の総合管理など業務内容が多岐にわたることから、契約内容の全てを一人単独で履行できる者がほとんどいないために業務を分割し、受注者自ら一部の業務を実施するが、自らでは実施できない業務を第三者へ再委託しなければ契約が履行できない場合



(2) グループ企業に再委託する場合

【例】グループ企業への部分委託や専門化による分業委託化が拡大している現在、その広がりにはコンピュータシステムの開発・改修、機械・設備の維持管理、印刷と製本、設計業務における建物設計と構造計算等に見受けられる。具体例として、機械や電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等で会社の各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社に分社化、グループ化している場合



《ポイント③》

上記の「(1)複合業務の場合」、「(2)グループ企業に再委託する場合」については、一括再委託に該当するものであっても、受注者が直接、「指揮、監督」を行うことで、作業の実施に直接関与する場合に限り再委託することができることとする。発注者は、「指揮、監督」の実態を必ず確認すること。

※「指揮、監督」とは、再委託の受注者（第三者）に対して、必要な指示、承諾、協議又は打合せ等の事務を処理することや、再委託業務の実施過程において仕様書等に適合しない場合に修補を指示して適正な履行（成果品）にさせること等をいう。

(3) 災害等の場合

災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合など、本市がやむを得ない事由があると認める場合は一括再委託することができる。

【例】災害等緊急の事情により受注者自ら履行することが困難となったため、再委託しないと市民生活等に影響が生じる場合

(4) シルバー人材センターと契約する場合

市とシルバー人材センターとの契約によりシルバー人材センター会員が役務に従事する場合は、一括再委託の例外として取り扱うこととする。

また、シルバー人材センターとの契約については、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に基づき、発注者（市）、シルバー人材センター、会員間の包括契約関係が成立するため、再委託の承諾を要しない例外的措置とする。

7 再委託の承諾

(1) 承諾手続き

受注者は、再委託しようとするときは、「再委託承諾申出書」に必要事項を記載し、事前に発注課へ提出するものとする。

発注課は、申出書の内容を審査し、再委託が妥当と判断される場合には、受注者に「再委託承諾書」を交付するものとする。

問題があると認められた場合は、「再委託不承諾書」を交付するものとする。

再委託の承諾の起案は課長決裁とする。起案内容には再委託承諾の理由を簡潔に記載すること。

なお、契約の相手方が特殊な技術、ノウハウなどを有することから、競争入札に適さないことを理由として随意契約を締結したものに対して再委託を承諾するときは、随意契約によることとした理由が整合性を失わないよう特に留意するものとする。

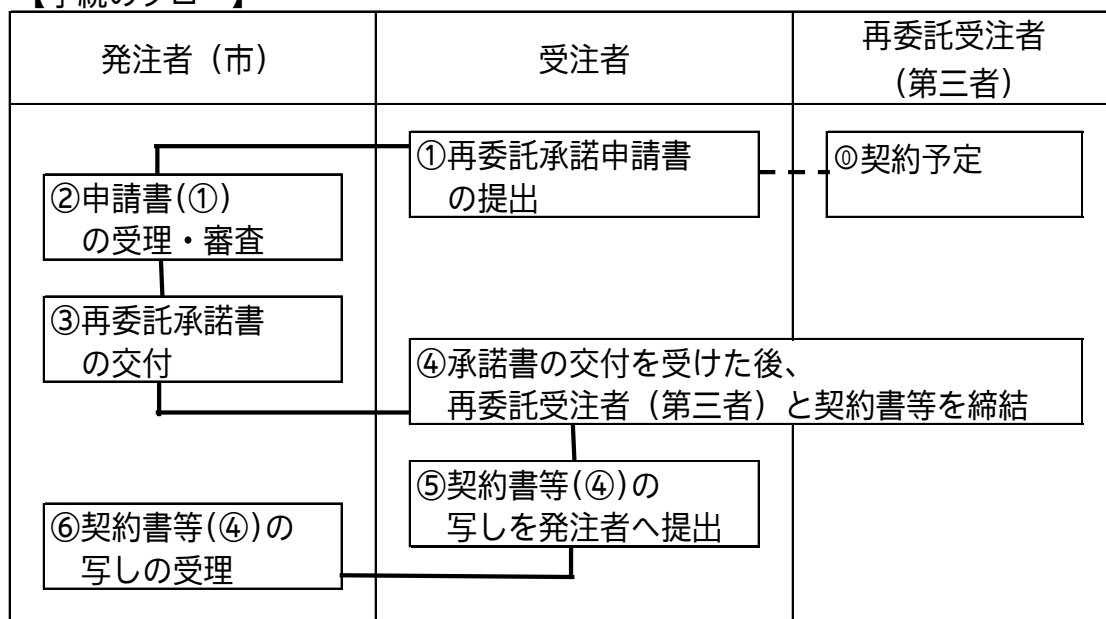
【再委託の審査項目】

- (1) 再委託を行うことが合理的であるか。特に、業務の大部分を再委託する場合には、合理的な理由及び必要性があるか。
- (2) 再委託の相手方が、再委託契約を履行する能力（業務を履行する上で必要な資格等がある場合は、当該資格）を有する者であって、委託契約の確実な履行が確保されるものであるか。
- (3) 再委託を行うことにより、随意契約によることとした理由に矛盾や疑念を生じるものではないか。
- (4) その他発注課において必要と認められる事項。

[不承諾理由の例]

- ・再委託業務に本契約の主要な部分が含まれており、再委託には不適合と判断したため。

【手続のフロー】



《ポイント④》

業務を履行する上で必要な資格等がある場合は、再委託先が当該資格を有していることを確認すること。

(2) 再委託先として認められない相手

下記に該当する場合、履行内容や金額に関わらず再委託先として認められない。

ア 再委託受注者（第三者）が指名停止措置を受けている場合

受注者は、郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）第12条の規定により指名停止期間中にある第三者に再委託することはできない。

ただし、災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合や、著作権等の知的財産権を有する場合など履行可能な第三者が限定される場合は、同要綱第11条ただし書を準用し、再委託を可能とする。

イ 再委託受注者（第三者）の役員等に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者がいると認められる場合

《ポイント⑤》

再委託先が指名停止措置を受けていないことを確認すること。

【掲示場所】

共通掲示板>契約事務>共通>指名停止>指名停止措置一覧

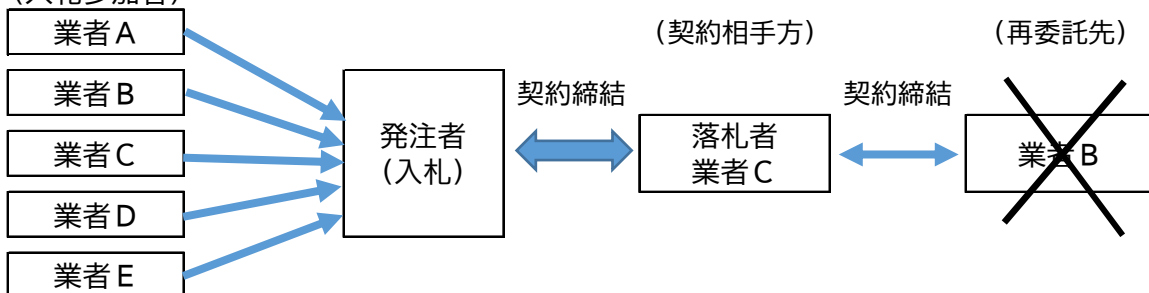
8 相互供給の禁止

相互供給とは、契約の相手方が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部の再委託を依頼し、その者が再委託先となることをいう。

この行為については、再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなることなど、社会通念上不適当な行為であり、疑惑を招く恐れがあることから、原則禁止する。

【相互供給】

(入札参加者)



※相互供給の例外

災害等により、競争相手であったものに再委託しないと市民生活などに影響があるため必要があると認められた場合は、再委託できる。

《ポイント⑥》

相互供給の禁止については、仕様書等に明記すること。

(相互供給の禁止)

本業務において、競争相手であった他の入札参加者に業務の一部を再委託することはできない。

9 秘密情報を取り扱う業務の再委託

秘密情報を取り扱う業務については、「秘密保持契約書」を締結することとしています。

このような業務を再委託する場合には、再委託先にも秘密保持契約書をはじめとした秘密情報の保護を遵守させる必要があることから、再委託承諾申請書に秘密情報の保護が担保されることが確認できる書類等を添付させます。

(抜粋) 秘密保持契約書

(秘密情報の定義)

第3条 この契約において秘密情報とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有体物であって、その上に秘密である旨が明示された技術資料、図面その他の関係資料等で発注者から受注者に対して交付された文書又は電磁的記録により発注者から受注者に開示されたもの
- (2) 本業務の過程で、発注者が受注者に対して口頭又は書面で秘密である旨を表示して開示した全ての情報

【揭示場所】

[政策開発部>DX戦略課>情報セキュリティ関連>秘密保持契約書\(ひな形\)](#)

《ポイント⑦》

秘密保持契約を締結する業務には、個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務だけでなく、情報セキュリティ分野の開示すべきでない情報(庁内ネットワーク設定情報や構成情報等)を取り扱う業務も該当します。

《ポイント⑧》

個人情報等の取り扱いに係る業務を外部に委託する場合は、郡山市保有個人情報等の取扱基準(令和3年4月1日制定)第22条の規定等に基づき対応すること。

【揭示場所】

[政策開発部>広聴広報課>市政情報センター>郡山市保有個人情報等の安全管理要綱・取扱基準](#)

10 再々委託の承諾

承諾を得て再委託先となった者がさらに第三者に委託(以下「再々委託」という。)しようとするときは、再委託の場合と同様に発注者の承諾を得る必要があります。

再々委託の承諾にあつては、再委託の手続きを準用します。

11 市の承諾を得ない再委託や相互供給を行った者に対する措置

受注者が、発注者の承諾を得ずに再委託や相互供給を行った場合は、契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、指名停止措置の対象になる場合があります。また、履行完了後に不適切な再委託が判明した場合も同様の措置とします。

《ポイント⑨》

発注者（市）の承諾を得ずに無断で再委託することは契約違反に該当します。この場合、指名停止措置の対象になることがあります。

12 受注者への周知

発注者は、契約手続きの際に、「再委託する場合の事前申出に係る周知文書」（業者配付用契約時の配付文書、10 頁に記載する案内文）により受注者に周知します。

13 郡山市公契約条例に基づく労働環境の報告

郡山市公契約条例施行規則（平成 29 年郡山市規則第 25 号）第 5 条に規定する労働環境の報告を行う業務において、再委託を行う場合は、再委託契約締結日から 14 日以内に、公契約に係る労働環境報告書（第 1 号様式）により報告が必要となります。

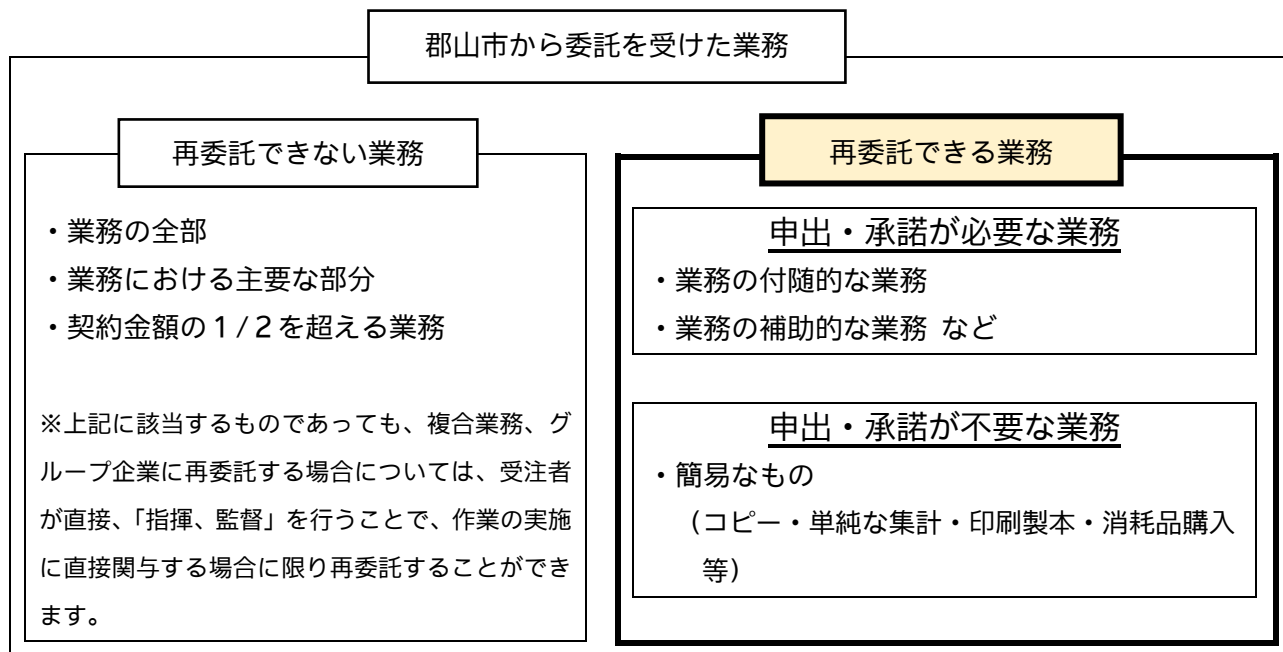
【労働環境の報告を行う契約の範囲】

- (1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が 1 千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 - ア 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 施設の受付又は案内に関する業務
 - エ 学校給食の調理に関する業務
 - オ 学校用務員に関する業務
- (3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

郡山市と業務委託（賃貸借を含む。）契約を締結した業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾手続きが必要です。承諾を受けずに再委託した場合は、契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、指名停止措置の対象になる場合があります。

- (1) 受注者は、業務の再委託を行う場合、事前に発注者へ申出書を提出してください。
- (2) 発注者は、(1)の再委託を承諾する場合、承諾書を交付します。
- (3) 受注者は、承諾書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。
- (4) 受注者は、再委託先と締結した契約書等の写しを発注者へ提出してください。



(注意) 再委託先には制限があります。以下に該当する方への再委託はできません。

- ・市の指名停止措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- ・競争入札において互いに競争相手であった者（相互供給の禁止）

※業務を履行する上で必要な資格等がある場合は、再委託先も資格等を有している必要があります。

※「再委託」とは・・・契約の履行にあたり、業務委託に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請け負わせることです。(再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とします。)

※「相互供給」とは・・・相互供給とは、契約の相手方が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部の再委託を依頼し、その者が再委託先となることをいいます。この行為については、再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなることなど、社会通念上不適当な行為であり、疑惑を招く恐れがあることから、原則禁止します。

郡山市長

(受注者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(提出責任者氏名

電話番号

)

再委託承諾申出書

年 月 日付けで契約した 業務委託について、契約の履行にあたり下記のとおり再委託の承諾を申請します。

なお、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、当方が責任を負います。

記

- 1 再委託業務内容・範囲
- 2 再委託業務に係る秘密情報の有無 有 (秘密情報の内容については上記1に詳しく記載してください。)
- 3 再委託の承諾を申請する必要性・理由 (具体的に記載してください。)
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職氏名
 - (4) 再委託における業務の担当責任者職氏名
 - (5) 電話番号
- 5 再委託する業務の契約予定金額
- 6 再委託の必要性及び再委託相手方を選定した理由
- 7 再委託期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 8 遵守事項
再委託の相手方には本契約と同等以上の守秘義務を課し、遵守させます。
- 9 添付書類
再委託の相手方の同種業務の実績を示す書類、再委託する業務を履行する上で必要な資格等がある場合はその資格を有していることを確認できる書類、秘密情報の保護が担保できることが分かる書類等
※再委託先との契約書等は、承諾後、速やかに提出してください。
※複数の者に再委託する場合は、それぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。
※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託 (再々委託) する場合も、同様の申出書の提出が必要です。

郡山市長

(受注者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(提出責任者氏名

電話番号

)

再委託承諾申出書

年 月 日付けで契約した 業務委託について、契約の履行にあたり下記のとおり再委託の承諾を申請します。

なお、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、当方が責任を負います。

記

- 1 再委託業務内容・範囲
- 2 再委託業務に係る秘密情報の有無 無
- 3 再委託の承諾を申請する必要性・理由 (具体的に記載してください。)
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職氏名
 - (4) 再委託における業務の担当責任者職氏名
 - (5) 電話番号
- 5 再委託する業務の契約予定金額
- 6 再委託の必要性及び再委託相手方を選定した理由
- 7 再委託期間
年 月 日から 年 月 日まで

8 添付書類

再委託の相手方の同種業務の実績を示す書類、再委託する業務を履行する上で必要な資格等がある場合はその資格を有していることを確認できる書類等

※再委託先との契約書等は、承諾後、速やかに提出してください。

※複数の者に再委託する場合は、それぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託 (再々委託) する場合も、同様の申出書の提出が必要です。

(別表)

履行体系図

受注者 〇〇株式会社	(再委託先1)	
	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	
	担当業務の範囲 若しくは内容	
	金額(予定)	円
	(再委託先2)	
	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	
担当業務の範囲 若しくは内容		
金額(予定)	円	

- ※1 「再委託承諾申出書」の添付資料として提出すること。
- ※2 仕様書等で指定した軽微な部分の再委託の相手方の記載は対象外とする。
- ※3 金額については、「再委託承諾申出書」に記入した金額(予定)を記載すること。

(受注者) 様

郡山市長

再委託承諾書

年 月 日付けで申出があった再委託について、下記の条件を付して承諾します。

記

1 業務名

2 再委託の業務内容

3 再委託の相手方

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職・氏名

4 再委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 再委託の承諾の条件

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者（以下「再委託先」という。）が、さらに第三者に委託する場合であってもその業務を一括して再委託させることはできない。
- (2) 受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受注者は再委託先の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託先による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあっては、受注者は再委託先に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託先が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。